

学校いじめ防止基本方針 【令和7年4月1日 改訂】

山武市立蓮沼小学校

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」による）

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

2 基本理念

将来の夢や希望の実現に向け、一日一日を安心して、学習や諸活動に取り組める学校・社会作りに向け、日々の不安や希望を打ち砕く「いじめ」の未然防止および防止対策を策定する。
また、策定にあたり、教職員、児童、保護者等、幅広く意見を求めていく。

<具体的な視点>

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ア 日常的な業務について | イ いじめ対策組織について |
| ウ いじめの未然防止について | エ いじめの早期発見について |
| オ いじめの相談・通報について | カ いじめを認知した場合の対応について |
| キ 情報提供 | ク 指導 |
| ケ 重大事態への対処 | コ 公表・点検・評価 |

3 基本姿勢

- | | |
|---|-----|
| ◇日常活動の充実を図り、全職員により計画的に実施する。 | ◇防止 |
| ◎いじめは、どの学校でも、どの子どもでも起こる。 | ◎発見 |
| ◎早期発見・早期対応が取り組みのカギとなる。 | |
| ○いじめは絶対許されない行為である。 | ○発見 |
| ○いじめを受けている児童を必ず守る。
(いじめを受けている児童の立場になって指導・援助する) | |
| □いじめを受けている児童の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。 | □事後 |

4 学校組織

- (1) 名称 いじめ防止対策委員会
(2) 構成

いじめの疑いに係る情報があつたときの緊急会議

日常的な業務についての協議

- | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|--------|---|--------------|---|---------------|
| 校長 | — | 教頭 | — | 生徒指導主任 | — | 教務主任 | — | 心の教室相談員 |
| | | | | | | 特別支援コーディネーター | | スクールカウンセラー |
| | | | | | | 養護教諭・関係学年主任 | | 子育て支援課（山武市役所） |

- (3) 役割 いじめ防止およびいじめ対策を行う。

5 具体的な取組

ア 日常的な業務、ウ いじめの未然防止について

- (1) 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開
 - 授業規律（話の聞き方・発表の仕方等）
 - 教材研究、発問計画、板書計画（学習問題、導入、山場、まとめ）
 - 自己決定、自己存在感、共感的な人間関係、安全・安心な風土
 - ノート指導（学習の記録、思考過程）
- (2) 教職員のモラルアップ
 - 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの理解を徹底する。
- (3) 望ましい人間関係づくり
 - いじめゼロ集会での「いじめゼロ宣言」の策定
 - 計画的なピア・サポート
 - 班・グループ活動の充実（グループ学習、給食、清掃等の活動）
- (4) 道徳教育の充実
 - 授業の相互参観
 - 保護者・地域への授業公開（授業参観で全学級展開）
 - 情報モラルの指導
- (5) 情報の共有（○職員間の共有 △保護者との共有）
 - 打合せ（適宜）
 - 生徒指導委員会（毎月）
 - △PTA役員会（個人情報の扱いに注意）
 - △学校だより（個人情報の扱いに注意）
 - △学校ホームページ

イ いじめ対策組織について

- (1) 対策委員会の設置
- (2) 対策委員会の役割
 - 情報の共有
 - 職員による観察・指導方法について
（授業中の様子についての情報交換）
（休み時間の様子を把握するための職員の動きの明示）
 - 児童会活動への支援・指導
 - ・活動内容の検討や報告を丁寧に行える環境づくり
 - ・委員会活動への職員の参加

ウ いじめの未然防止について

アの項目に準ずる。

エ いじめの早期発見について

- 一日の様子の変化を「朝」「昼休み」「帰り」のサイクルで観察し、記録をとる。
- 計画的な教育相談活動と定期的なアンケートの実施
（・蓮沼っ子アンケート：毎月実施 ・教育相談週間：6月・11月・2月）
- 教育相談箱の設置
- 心の教室相談員との連携（全児童との1回面談の実施など）
- 相談窓口の周知（年度始め）
- 保護者との連携（学年だよりでの発信および個別対応）

※好意から起こった行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者側が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等もいじめとして認知し、対策組織で情報を共有する。（学校が「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能である。）

※1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

オ いじめの相談・通報について

- 校内相談窓口の掲示（教育相談室、各教室）
- 市開設の相談メールについての周知（学校だより等）
- 児童会による「いじめゼロ宣言」により、相談・通報は適切な行為であることの指導。

カ いじめを認知した場合の対応について

- (1) 対策委員会を直ちに開催し、以下の内容を協議・整理する
 - 事実確認（役割を明確にし、正確な記録をとる）
 - 被害児童への対応（「守る」という安心感を与える対応）
 - 加害児童への対応（被害児童に圧力をかけさせない対応）
 - 周辺児童への指導（いじめとは何か、人権について考えさせる指導）
 - 全校児童への指導（いじめとは何か、人権について考えさせる指導）
 - 被害保護者への説明と対応策の相談（隠蔽や虚偽の説明をしない）
 - 加害保護者への説明と対応（隠蔽や虚偽の説明をしない）
 - 全体保護者への説明（隠蔽や虚偽の説明をしない）
 - 関係機関への相談
- (2) 心のケア
 - スクールカウンセラー、相談員との連絡調整を担当者（教頭）が行う。
- (3) 関係機関との連携
 - 市教委、警察への対応（校長・教頭）

キ 情報の提供（だれが・どこへ・何で・行うか、窓口は）

- (1) 職員の情報共有化（対策委員会→緊急職員会議を開催）
- (2) 調査結果について被害児童および保護者への説明（原則校長が行う。担任・教頭・校長の3者で対応）
- (3) 一般児童・保護者への説明（原則校長が行う。生徒指導主任・担任等で対応）
- (4) 教育委員会への報告説明（校長が行う）
- (5) マスコミ対応（教育委員会との連携のもと、窓口は教頭とし、対応は校長が行う）

ク 指導

- (1) 被害児童の支援
 - 支援事項（基本方針に基づく）
 - ・だれが（担任・主任等）
 - ・どのように（直接会うことを大原則とする）
 - ・留意事項（基本姿勢に基づく、保護者の了承を得る）
- (2) 加害児童への指導
 - 指導事項（基本方針に基づく）
 - ・だれが（担任・主任等、学級内の事案の場合は所属職員等）
 - ・どのように（直接会うことを大原則とする）
 - ・留意事項（2次被害者としない・加害防止）
- (3) 傍観者への指導
 - 指導方法・・・学年・全校集会で指導。説明者は同一とする。
 - 保護者への周知・・・学校だよりで周知。※学級通信は複数者発信となり誤解を生じるので避ける。
臨時保護者会の開催
 - 留意事項・・・個人情報の扱いに留意する。
学校の方針を明確に説明する。
- (4) いじめの解消
 - 1 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月以上）
 - 2 被害者が心身の苦痛を感じていない。それまでは、関係した児童の様子や人間関係を注意深く経過観察する。

ケ 重大事態への対処

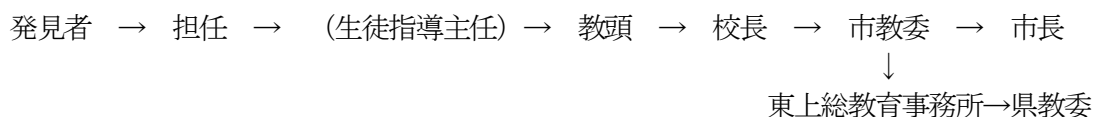
(1) 重大事態とは

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」
(児童が自殺を企図した場合等)
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」
(年間30日間がめやす。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

(2) 自殺予防

- 自殺直前のサインを見逃さない。
 - ・自殺のほのめかし
 - ・自殺計画の具体化
 - ・行動、性格、身なりの突然の変化
 - ・自傷行為
 - ・家出、引きこもり
 - ・弱いものへの虐待
 - ・成績の落ち込み 等
- 自殺対応の原則（TALKの原則）
 - ・言葉に対して心配していることを伝える。【Tell】
 - ・「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。【Ask】
 - ・絶望的な気持ちを傾聴する。【Listen】
 - ・安全を確保する。【Keep safe】
- 自殺予防の留意点
 - ・ひとりで抱え込まない。
 - ・急に子どもとの関係を切らない。
 - ・「秘密にしてほしい」という子どもへの対応
 - ・手首自傷（リストカット）への対応

(3) 重大事態発生時の連絡隊形



(4) 重大事態発生時の初動（◎は必須 △は状況に応じて）

- 対策委員会組織の招集（委員他）
 - 教育委員会への報告（校長・教頭）
 - 教育委員会との連携（校長・教頭）
 - 調査方法
 - ◎（被害者本人・・・聞き取りを複数職員で行う。）
 - △（被害保護者・・・聞き取りを複数職員で行う。）
 - ◎（加害者本人・・・聞き取りを複数職員で行う。）
 - △（加害保護者・・・聞き取りを複数職員で行う。）
 - ◎警察への通報（市教委・校長・教頭）
 - ◎関係機関との連携（市教委・校長・教頭）
- ※調査にあたっては、調査組織の決定を含め、教育委員会と相談する。

コ 公表・点検・評価

- (1) HP等で、「いじめ防止基本方針」を示す。
- (2) 学校評価の項目に入れる。
- (3) 学校評議委員会で報告・説明をする。
- (4) PTA総会で年度結果と対応について報告・説明をする。
- (5) 対策委員会は、毎年度2月に基本方針を見直す。

◆いじめ防止協議会等の組織の設置について◆

- 1 上記の防止対策を中心に、計画的で実効性のある組織とする。
 - 2 発生時は、調査等の組織となる。
 - 3 P D C Aサイクルの対象組織である。
- ※ 組織の構成員は、対策委員のメンバー。

6 年間計画

いじめの未然防止・早期発見のために

月	教育相談	生徒指導 いじめ対策委員会	心の教室相談員 (月・水・金)
春 休 み	○アンケートや面談結果の引き継ぎ（新担任へ）	・組織づくり ・役割の確認	
4 5	★いのちを大切にするキャンペーン 【一人一人の気持ちを受け止め、心の居場所となる学級づくりを】 ○心の教室相談員・ <u>スクールカウンセラー</u> の紹介 相談カレンダーの掲示 ○教育相談箱について ○SOS の出し方教育 ○いじめ防止啓発授業（道徳） ○蓮沼っ子アンケート【月末に実施】 } 4月中	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (4月4週、5月4週)	○相談状況報告 (月末)
6	【一人一人のよさを見つけ、その子の「よさ」を伸ばそう】 ○「いじめゼロ宣言」 ○第1回教育相談月間 ・学校生活アンケート→児童全員との面談 ・なかよし月間 ・いじめ、命の大切さ、思いやりの心、人権、規範意識、マナー等について指導	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (6月4週)	○全校児童との面談を実施 ○相談状況報告 (月末)
7	○第1回教育相談月間報告 ○蓮沼っ子アンケート【月末に実施】	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (7月2週)	○相談状況報告 (月末)
9	【一人一人をよく見て、新たなスタートを切ろう】 ○蓮沼っ子アンケート【夏季休業明け・月末に実施】	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (9月4週)	○相談状況報告 (月末)
10	【よくみて、きいて、いじめを予防しよう】 ○第2回教育相談月間準備 ○「ひとりぼっちチェック」の実施 ○蓮沼っ子アンケート【月末に実施】	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (10月4週)	○相談状況報告 (月末)
11	【SOSを出せる学級づくりをしよう】 ○第2回教育相談月間 ・学校生活アンケート→児童全員との面談 ・生徒指導部会で共通理解	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (11月4週)	○相談状況報告 (月末)
12	【悩みのある子をサポートしよう】 ○第2回教育相談月間報告をもとに ○蓮沼っ子アンケート【月末に実施】		○相談状況報告 (月末)
1	【一人一人の思いを受け止め、新たなスタートを切ろう】 ○不適応問題に気づくためのチェックポイント ○蓮沼っ子アンケート【冬季休業明け・月末に実施】	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (1月4週)	○相談状況報告 (月末)
2	【SOSを出せる学級づくりをしよう】 ○第3回教育相談月間 ・学校生活アンケート→児童全員との面談	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (2月3週)	○相談状況報告 (月末)

3	【「向上心」をもてる子に育てよう】 ○第3回教育相談月間報告	・学級の様子、気になる子についての情報交換 (3月3週)	○相談状況報告 (月末)
---	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------

いじめ防止マニュアル

1 いじめ防止および発見について

(1) 防止対策

- ① 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開
- ② 教職員のモラールアップ
- ③ 望ましい人間関係づくり
- ④ 道德教育の充実
- ⑤ 情報の共有（○職員間の共有 △保護者との共有）

(2) 早期発見のための情報収集として

- ① それぞれの立場での観察および情報収集
 - ・授業中、部活動中、委員会、休み時間、給食中
 - ・周囲の児童からの情報収集
 - ・生活ノートや日記
 - ・保護者への問い合わせ
- ② いじめ調査の実施（毎学期実施）
- ③ 教育相談週間から（毎学期実施・個人面接）
- ④ 担任を中心とした関係職員・相談員・SCとの情報交換
 - ・カウンセリングノートから
 - ・打合せおよび生徒指導委員会、職員会議

(3) 情報の共有化システム

打合せ、生徒指導委員会、職員会議等での報告の時間確保

(4) 発信者からの管理者への報告

(5) 校長は、いじめ対策委員会の招集を検討・決定

2 いじめ発生時について

(1) 情報・指導・連携記録に残す

① 整理内容

- ・いじめられている児童氏名・学年
- ・いじている児童氏名・学年
- ・いじめの状況（日時・場所・人数・態様や集団構造等）
- ・動機や背景（状況から推測される場合も）
- ・被害者および加害者の言動や特徴
- ・保護者・教職員の有する情報
- ・周囲の児童の状況等

<留意点>

- ※時系列で整理しておくこと
- ※双方の事実認識を一致させておくこと
- ※手書きメモを残すこと

② 対応の仕方

- ・多角的に原因や対応のあり方を検討する。
- ・対応が決定するまでは、委員会を繰り返し設ける。

(2) 組織的な対応全職員一致の取組

○全校あげて分掌組織を機能させる。

○調査や指導・援助等はチームを組み組織的に対応する。

①いじめられている児童・保護者へ

- ・いじめられている児童側に立つ。(本人を守る姿勢を示す。)
- ・親身になって聞く。(批判的・評価的な態度をみせない。)
- ・今後の対応のあり方を本人と相談しながら決める。
- ・家庭訪問による概要説明。(学校の誠意を示す。)
- ・解決に向けた対応策(本人が了承済み)への理解を得、協力を依頼する。(状況により、保護者から要求事項がある。)

②いじめている児童・保護者へ

- ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- ・意識的な場合は、その非を指摘し、納得させる。
- ・保護者に事実説明をし、解決に向けた協力を要請する。
- ・改善がない場合は、法的措置もありうることも示唆する。

③周囲の児童へ

- ・いじめの不当性を指摘し、止める・教師に伝えることの正当性を教え、勇気ある行為であることを理解させる。
- ・いじめていた児童への二次的いじめが起きないように指導する。

3 重大事態発生時について

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 委員会への報告 | 調査方法の決定を受ける。 |
| (2) 調査の実施 | 方法の検討・確認 |
| (3) 調査結果の報告 | 設置者・被害者・加害者等 |
| (4) 再調査 | 要請があれば |

4 事後指導と保護者との連携

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 継続的観察 | 職員連携による情報交換 |
| (2) 保護者との連携 | 観察事実を正確に(指導・評価) |
| (3) 心のケア(被害者・その他) | |
| (4) 出席停止等の検討 | |